

オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応

基本的な考え方

- この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとする。
- 各学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。
- 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

1 児童・生徒等及び教職員の感染(自主療養も含む)が確認されたら

- 児童・生徒等及び教職員の感染が確認された場合、全体の教育活動は継続しながら、(状況に応じて速やかに該当する学級等の一定の単位(場合によっては部活動等)のみ停止し、)有症状者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業等を進めてください。
- 校長は、罹患した児童・生徒等及び教職員について、出席停止又は出勤自粛(以下「出席停止等」という。)の措置をとります。【表1】参照
- 濃厚接触者とされた児童・生徒等にも同様の措置をとり、自宅での過ごし方等について周知します。【濃厚接触者とされた児童・生徒等への周知内容】参照

【表1】出席停止等の扱い[学校保健安全法第19条等]

	対象者	期間
1	罹患した児童・生徒等 (セルフテスト等により陽性が判明した者含む)	・発症日を0日として翌日から10日間(体調により延長もあり) ・無症状患者の場合は検査日から7日間。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行うこと。(なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日を0日としてカウントし直し10日間の療養となります。)
2	濃厚接触者	・患者の感染可能期間内 ^{※1} に患者と接触した最終日を0日として翌日から7日間 ^{※2} 。ただし、10日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。 ・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方から7日間発症がない場合に解除。
3	発熱等の風邪症状がみられる者 (上記1～2に該当しない場合に限る)	原則、症状が改善するまで (医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨)
4	同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ※学校保健安全法第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

※1 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

※2 令和4年1月28日一部改正厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」より

【濃厚接触者とされた児童・生徒等への周知内容】

- ・ 感染者と最後に接触した日の翌日から7日間は、1日2回、自身の体温を測り健康状態を確認するとともに、不要不急の外出を控えること。
- ・ 8日目以降、10日目までは、自身の健康状態を確認すること。
- ・ 自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関に相談し、陽性となった場合は発症日0日から10日間療養を行うこと。また、その旨を学校に連絡すること。

2 濃厚接触者相当の者[※]の調査・リスト化・特定

○ 各学校において、陽性が判明した児童・生徒等及び教職員に聞き取りを行い、次の考え方を参考に、校内での濃厚接触者相当の者を調査し、リスト化します。

※ 保健所が特定した濃厚接触者と区別するため、学校が認知した段階での濃厚接触者については「濃厚接触者相当の者」としています。

【濃厚接触者相当の者の考え方】

感染者の感染可能期間（発症2日前[無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前]から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

<令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」より>

○ これまで、陽性者が判明した時点で一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで学校の一部又は全部の臨時休業としていましたが、今後は学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間臨時休業は行いません[※]。

※ 陽性者からの聞き取りができない場合など、速やかに濃厚接触者相当の者の確認ができない場合は、必要な範囲について、一旦、教育活動を停止等する場合があります。

3 臨時休業の判断について

○ 各学校においては、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合に、学校の一部又は全部の臨時休業を行うことを検討します。

○ 学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校全体の臨時休業とするかの検討に当たっては、1学級当たりの児童・生徒等の数や当該学年の学級数、校舎内の教室配置、校内における児童・生徒等の活動範囲などの実情を踏まえ、総合的に判断し、県教育委員会と協議の上、決定します。（【表2】参照）

- また、臨時休業の範囲及び解除の時期については、状況に応じて学校医の助言も踏まえて判断します。

【表2】臨時休業実施の判断基準

	対応	基準等
1	学級閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近3日間の陽性者が学級において、<u>状況に応じ10~15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学級閉鎖を実施</u>します。 （※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間遡っても登校等していない者は除く。） ・ 当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 ・ 学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2	学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学年閉鎖を実施</u>します。 ・ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3	学校全体臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学校全体の臨時休業を実施</u>します。 ・ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

4 臨時休業の解除(教育活動の再開)

- 学校は、臨時休業期間中の当該学級等の児童・生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医の学校再開の見解を確認した上で、県教育委員会と協議します。(臨時休業を開始してから3~5日後程度を目安)
- 発熱症状があるなど、出席停止が適当と考えられる児童・生徒等を除き、教育活動を再開します。

5 部活動における対応

- 陽性者が部活動に所属し、かつ、当該陽性者の行動歴から、感染可能期間*中に部活動に参加し、マスクを外して活動している状況があったことが判明した場合には、原則として、当該部活動は3~5日間程度の活動停止とします。
- 学校は、部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者相当の者の有無について確認します。
- 部活動の形態により、チーム等のカテゴリー別に行動しているなど、明らかに陽性者との接触の範囲が限定される場合には、必要な範囲の活動を停止するなど適切に対応してください。
- ※ 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。